

行政手続法の一部を改正する法律案要綱

第一 適用除外

行政手続法第三条第一項に掲げる処分及び行政指導については、第四の規定は、適用しないものとする。 (第三条第一項関係)

第二 行政指導の方式

行政指導に携わる者は、当該行政指導をする際に、行政機関が許認可等をする権限又は許認可等に基づく処分をする権限を行使し得る旨を示すときは、その相手方に対して、当該権限を行使し得る根拠を示さなければならないものとする。 (第三十五条第二項関係)

第三 行政指導の中止等の求め

一 法令に違反する行為の是正を求める行政指導 (その根拠となる規定が法律に置かれているものに限る) の相手方は、当該行政指導が当該法律に規定する要件に適合しないと思料するときは、当該行政指導をした行政機関に対し、その旨を申し出て、当該行政指導の中止その他必要な措置をとることを求めることができるものとする。ただし、当該行政指導がその相手方について弁明その他意見陳述のた

めの手続を経てされたものであるときは、この限りでないものとする。 (第三十六条の二第一項関係)

二 一の申出は、次に掲げる事項を記載した申出書を提出してしなければならないものとする。 (第三

三十六条の二第二項関係)

1 申出をする者の氏名又は名称及び住所

2 当該行政指導の内容

3 当該行政指導がその根拠とする法律の条項

4 3の条項に規定する要件

5 当該行政指導が4の要件に適合しないと思料する理由

6 その他参考となる事項

三 当該行政機関は、一の規定による申出があつたときは、必要な調査を行い、当該行政指導が当該法律に規定する要件に適合しないと認めるときは、当該行政指導の中止その他必要な措置をとらなければならないものとする。 (第三十六条の二第三項関係)

第四 処分等の求め

一 何人も、法令に違反する事実がある場合において、その是正のためにされるべき処分又は行政指導（その根拠となる規定が法律に置かれているものに限る。）がされていないと思料するときは、当該処分をする権限を有する行政庁又は当該行政指導をする権限を有する行政機関に対し、その旨を申し出て、当該処分又は行政指導をすることを求めることができるものとする。 （第三十六条の三第一項関係）

二 一の申出は、次に掲げる事項を記載した申出書を提出してしなければならないものとする。 （第三十六条の三第二項関係）

- 1 申出をする者の氏名又は名称及び住所
- 2 法令に違反する事実の内容
- 3 当該処分又は行政指導の内容
- 4 当該処分又は行政指導の根拠となる法令の条項
- 5 当該処分又は行政指導がされるべきであると思料する理由

6 その他参考となる事項

- 三 当該行政庁又は行政機関は、一の規定による申出があつたときは、必要な調査を行い、その結果に基づき必要があると認めるときは、当該処分又は行政指導をしなければならないものとする。 (第三十六條の三第三項関係)

第五 その他

- 一 この法律は、平成二十一年四月一日から施行すること。(附則第一条関係)
- 二 この法律の施行に伴い、関係法律について所要の規定の整備を行うこと。(附則第二条から第八条まで関係)